マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0kW未満	E＝5.7
		10.0kW以上20.0kW未満	E＝5.7－0.11×（A－10）
		20.0kW以上40.0kW未満	E＝5.7－0.065×（A－20）
		40.0kW以上50.4kW以下	E＝4.8－0.040×（A－40）
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0kW未満	E＝4.9
		20.0kW以上28.0kW以下	E＝4.9
	ダクト形	20.0kW未満	E＝4.7
		20.0kW以上28.0kW以下	E＝4.7

備考）１　「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

２　E及びAは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

３　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第213号（平成21年６月22日）の「３エネルギー消費効率の測定方法⑶」による。

⑵　目標の立て方

当該年度のエアコンディショナーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

８－２　ガスヒートポンプ式冷暖房機

⑴　品目及び判断の基準等

ガスヒートポンプ式冷暖房機	【判断の基準】 ①成績係数が表に示された区分ごとの数値以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、定格冷房能力が、7.1kWを超え28kW未満のものとする。

２　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表　ガスヒートポンプ式冷暖房機に係る成績係数

区　　分	成　績　係　数　の　種　類	成績係数
ＪＩＳ適合機種	期間成績係数（ＡＰＦ）	1.42
ＪＩＳ適合外機種	一次エネルギー換算成績係数（ＣＯＰ）	1.15

備考）１　期間成績係数（ＡＰＦ）の算出方法は、ＪＩＳ　B8627－１による。

２　一次エネルギー換算成績係数（ＣＯＰ）の算出方法については次式による。また、定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

ＣＯＰ＝（Cc／（Egc＋Eec）＋Ch／（Egh＋Eeh））／２

ＣＯＰ：一次エネルギー換算成績係数

Cc　：冷房標準能力（単位：kW）

Egc　：冷房ガス消費量（単位：kW）

Eec　：冷房消費電力（単位：kW）を１kWhにつき9,760kJとして１次エネルギーに換算した値（単位：kW）

Ch　：暖房標準能力（単位：kW）

Egh　：暖房ガス消費量（単位：kW）

Eeh　：暖房消費電力（単位：kW）を１kWhにつき9,760kJとして１次エネルギーに換算した値（単位：kW）

３　冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖房消費電力については、ＪＩＳ　B8627－２又はB8627－３の規定する方法により測定する。

４　冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

⑵　目標の立て方

当該年度のガスヒートポンプ式冷暖房機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

８－３　ストーブ

⑴　品目及び判断の基準等

ストーブ	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ガスストーブにあっては、エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。 ②石油ストーブにあっては、エネルギー消費効率が表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値又は算定式を用いて算出された数値を下回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

①開放式のもの

②ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第25条第３項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの